

失業給付の受給手続きでは、 「事実をありのまま」申告してください！

失業給付の受給手続きで、ハローワークに提出する書類に事実をありのまま記入せず偽りの申告を行った場合には、いかなる動機にもかかわらず「不正受給」として処分されますのでご注意ください。

不正受給とならないためにも、ハローワークに提出する書類の記入等で不明な点がある場合は、提出前に職員にご確認ください。

(不正受給については、受給資格者のしおり P43～P45参照)

<以下の場合、不正受給となります>

●就職したのにその事実を申告しない、または就職日を偽って申告した。

* 労働時間が週20時間以上の契約または労働を行う場合に就職となります。

(試用期間、研修期間等含みます。雇用形態や収入の有無は問いません。

また、就職日とは入社日のことで、勤務開始日ではないので注意してください。)

●働いたのにその事実を申告していない。

* 雇用形態、働いた時間数や収入の有無は問わず、就労をしたときには申告が必要です。

* 就労していなくても、有給休暇を取得した場合や会社から休業手当の支給があった場合も申告が必要です。

●会社の代表取締役または役員に就任(名義だけの場合も含む)しているにもかかわらず、その事実を申告していない。

●労災保険の休業補償給付や健康保険の傷病手当金などを受給しているにもかかわらず、その事実を申告していない。

<不正受給をした場合の処分内容>

(1) 支給停止

不正を行った日以降一切の支給はされません。

(2) 返還命令

不正に受給した金額について全額返還を命じ、即刻返還していただくこととなります。

(3) 納付命令

不正に受給した金額の2倍の額の納付を命じ、即刻納付していただくこととなります。

したがって不正に受給した金額の3倍の金額を返還することとなります。

なお、(2)返還及び(3)納付を命じたそれぞれの額に延滞金も加算されます。

～申告は 正しくもれなく ありのまま～